

# 事業者ディーエスエスは住民・地権者の 願いに誠実に対応を

たもつだより199号では、山を切り崩された被害者や町民の声を載せました。その後、すでに売却した地権者の住民からも不安や疑問の声が寄せられています。事業者ディーエスエスは、様々な住民の疑問に誠実に答えてほしいと思います。

＜すでに土地を売った地権者からの事業者にたいする不安や要望＞

○事業が中止の決定をされて、事業者が購入した土地を地主に返還されるのではないかと（売買契約書の不許可時解約にて購入代金返還）心配です。

○返還されない場合は土地の登記はいつになるのか（いつまで固定資産税を払うのか）心配です。

業者は、1月18日の事前打ち合わせ資料では、次の姿勢を示しています。

「売買契約書第13条に基づき、白紙撤回を行うことができる契約書になっているが、地代を支払い、土地において着手している（草木の伐採や造成等）方に関しては、白紙撤回を行わず、所有権移転登記まですすめていく意向である。

逆に、売ったけども、または地代はもらったけども撤回したい方がいらっしゃれば、応じる体制としていく。」

道根・道入・奥遠廻間地区



(2022.2.9)